

# 木島平村小水力発電協議会~~(仮称)~~ 設立総会 次第

日 時 平成 23 年 11 月 18 日  
午後 1 時 30 分～  
場 所 木島平村役場 会議室

## 1 開 会

## 2 発起人代表あいさつ

## 3 協議事項

### (1) 第 1 号議案

設立趣意書~~(案)~~に基づく「木島平村小水力発電協議会~~(仮称)~~」設立の意思決定について

### (2) 第 2 号議案

組織の名称および規約~~(案)~~について

### (3) 第 3 号議案

役員等の選任~~(案)~~について

### (4) 第 4 号議案

平成 23 年度事業計画~~(案)~~について

### (5) 第 5 号議案

平成 23 年度収入支出予算~~(案)~~について

### (6) その他

## 4 閉 会

## 第 1 号議案

設立趣意書(案)に基づく「木島平村小水力発電協議会(仮称)」設立の意思決定について

### 設 立 趣 意 書 (案)

地球温暖化は、私達現代に生きる者にとって待ったなしの問題と言えます。地球温暖化問題への取り組みが国際的にも本格化しています。特に温室効果ガスを削減し、化石燃料の消費抑制を図るため新エネルギーである再生可能なエネルギーを活用することは時代の要請でありその普及促進を図ることが求められています。自然エネルギーの中でとりわけ水力エネルギーはクリーンで再生可能なエネルギーであり、最も効率の良いエネルギーです。

また、資源を大量に消費するライフスタイルの見直しが迫られています。これは環境問題が私達の生き方の問題に帰結するという意味を持っています。環境に負荷を与えない循環型のライフスタイルの確立が求められています。その大きな武器が地産地消のエネルギー、水力発電です。この水力の活用を図ることから、地域の活性化や地域エネルギーの自給が果たされます。

木島平村は山と水に恵まれ、発電に適した水流を持ち、現在村内には村所有の発電所は2箇所又民間の発電所が2箇所あります。この機会に村内で水力発電や自然エネルギーに取り組んでいる方々にご参集いただき、小水力利用の現状や将来を考えると共に情報交換や問題意識の共有化を図りたいと考えています。そして、小水力発電の普及発展を意図し、ここに木島平村小水力発電協議会を設立するものです。

平成 23 年 11 月 18 日

木島平村小水力発電協議会(仮称)  
設立総会出席者一同

## 第2号議案

組織の名称および規約~~(案)~~について

(1) 組織の名称

「木島平村小水力発電協議会」~~(案)~~

(2) 規約~~(案)~~

別紙1のとおり

## 第3号議案

役員等の選任~~(案)~~について

会長、副会長、理事、監事、事務局 別紙2のとおり

## 第4号議案

平成23年度事業計画(案)について

- 1 地域住民への水力発電の普及啓発
- 2 地域における水力発電の事業化に関する調査研究
- 3 水力発電普及モデルの検討
- 4 水力発電普及モデルの運営支援および事業管理
- 5 その他、本協議会が定める業務

### ※ 事業計画(案)

- 1 村内の河川で3箇所流量調査を実施する。
- 2 勉強会を2回開催する。

## 第5号議案

平成23年度 収入支出予算(案)について

(平成23年11月18日～平成24年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	50,000			
補助金	1,800,000			*自然エネルギー 信州ネットから
寄付金	0			
雑収入	0			
合計	1,850,000			

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
事業費	1,800,000			*流量観測器具 設置・調査
講師謝金	25,000			
会議費	5,000			会場費
資料代	5,000			会議資料等
通信費	5,000			切手・通信費
報告書印刷	10,000			
合計	1,850,000			

\* 自然エネルギー信州ネットからの補助金収入によって、事業費支出を計上していますが、補助金として交付せず、自然エネルギー信州ネットの予算の中で収入支出を行う場合があります。

その他

- ・ 自然エネルギー信州ネットに地域協議会として登録を行う。
- ・ 備品について

## 木島平村小水力発電協議会規約(案)

平成 23 年 11 月 18 日制定

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会の名称を木島平村小水力発電協議会（以下、「協議会」という。）という。

(事務局)

第 2 条 協議会は、事務局を木島平村役場に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は地域住民、地域住民団体、事業者、学校、行政等のさまざまな主体が連携し、木島平村における小水力発電の普及啓発を通じて、安全で安心して暮らせる持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民への小水力発電の普及啓発
- (2) 地域における小水力発電の事業化に関する調査研究
- (3) 小水力発電普及モデルの検討
- (4) 小水力発電普及モデルの運営支援および事業管理
- (5) その他、本協議会が定める業務

### 第 2 章 会員等

(協議会の正会員)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 協議会の趣旨に賛同した人で会長が入会を認めたもの
- (2) 協議会の趣旨に賛同した団体等で会長が入会を認めたもの
- (3) その他会長が適当と認めた個人並びに団体

(賛助会員)

第 6 条 協議会は前条に定める会員とは別に、総会の議決権は持たないが、事業活動に参加協力できる賛助会員を設けることができる。

(会費)

第7条 協議会の会費は、総会にて定めた金額とする。

- 2 ただし、1口以上で上限は設けないものとする。会長が特に認めた場合は免除できるものとする。

(届出)

第8条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときには、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、役員会において会長の諮問に応える。
- 4 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、3年とする。

- 2 交代又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 役員他、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会において選任する。
- 3 顧問の任期は3年とする。
- 4 顧問は、会長により相談ごとの申請があれば、その解決のために努力する。

## 第4章 総会

### (総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長または副会長が行うものとする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 正会員現在数の3分の1以上からの会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
  - (2) その他会長が必要と認めたとき

### (総会の議決方法等)

第14条 総会は、正会員現在数の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

- 2 正会員は、総会においては、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

### (議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 事務局等

### (事務局)

第17条 事務局および事務局長は、会長が任命する。

- 2 協議会の庶務は、事務局長が統括する。

(業務の執行)

第18条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、必要に応じて規程を設ける。

## 第6章 事業計画・収支予算計画

(事業計画・収支予算計画)

第19条 協議会の事業計画および収支予算計画は、総会の議決を得なければならない。

## 第7章 会計

(事業年度)

第20条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 ただし初年度は設立の日から、翌年3月31日とする。

(資金)

第21条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

## 第8章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第22条 この規約を変更する場合は、総会の承認を受けなければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産処分)

第23条 協議会を解散する場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときには、総会の議決を経て協議会の目的と類似目的を有する他の団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

第24条 実施要綱その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成23年11月18日から施行する。

## 木島平村小水力発電協議会役員(案)

役 職	氏 名	所属団体	所属団体職
会 長	芳川 修二	木島平村	村 長
副会長	日台吉太郎	木島平観光株式会社	常務取締役
理 事	高橋 功	長野県北信地方事務所環境課	課 長
理 事	山口 英男	NPO 法人地域会議	理事長
理 事	島田 和彦	株式会社 鋼商	専務取締役
監 事	福島 一明	NPO 法人地域会議	副理事長
事務局長	小林 広明	木島平村	総合政策課長
事務員	丸山 幹夫	長野県小水力利用推進協議会	副会長
事務員	竹原 雄一	木島平村	総合政策課企画財政係長
事務員	小松 宏和	木島平村	交流産業推進室 商工観光係長
事務員	勝山 大成	木島平村	総合政策課企画財政係 主事